
東京都環境確保条例・改正点の解説

－国内初の CO₂ 排出削減義務化はじまる－

2009年 7月 31日

大和総研 情報技術研究所

荻原 充彦・穴水 正博

【要約】

- 東京都では、国内で初めてCO₂の排出削減を義務づける環境確保条例改正案が2008年6月に可決された。
- 主な改正点は3つある。
 - ・エネルギー使用量が原油換算で1,500k1/年以上の事業所は「指定事業所」とされ、指定に係る確認書、温暖化対策計画書の提出、および管理者の選出が義務化される。
 - ・3カ年連続してエネルギー使用量が原油換算で1,500k1/年以上の事業所は「特定事業所」とされ、基準排出量申請書の提出、およびCO₂排出削減が義務化される。
 - ・排出量取引制度の運用が開始されるため、事業所は排出削減の手段として利用できる。

目次

| | ページ |
|---------------------------------|-----|
| はじめに | 3 |
| 第1部 環境確保条例・改正点の概要 | |
| 1 国内初のCO ₂ 削減義務化 | 4 |
| 2 2008年6月の改正内容 | 5 |
| 2.1 対象事業所 | 5 |
| 2.2 削減義務の考え方 | 6 |
| 3 対応事項、および罰則 | 8 |
| 第2部 事業所の選定・テナント・排出量取引の詳細 | |
| 1 対象事業所の範囲 | 11 |
| 1.1 エネルギー管理の連動性 | 11 |
| 1.2 隣接、または近接 | 11 |
| 1.3 総量削減義務の対象者 | 12 |
| 1.4 対象事業所・所有者の変更 | 12 |
| 1.5 対象事業所の指定取り消し | 13 |
| 2 テナントの扱い | 14 |
| 2.1 ビルオーナーとテナントの役割分担 | 14 |
| 2.2 各立場における義務範囲 | 14 |
| 2.3 子／孫テナントの責任範囲 | 15 |
| 3 削減義務の実行手段 | 16 |
| 3.1 自主的な行動による削減 | 16 |
| 3.2 排出量取引 | 16 |
| 最後に | 19 |

執筆者

荻原充彦：第1部担当

穴水正博：第2部担当

はじめに

環境分野において、国内の自治体で先進的な取り組みを見せる東京都が、2007年に「2020年までに東京都の温暖化ガス排出量を2000年比で25%削減する」との目標を掲げた。この目標を実現するため2008年6月に、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（以下、環境確保条例）を改正し、国内で初めて大規模事業所にCO₂排出削減を義務づけるようになった。

本稿では、東京都の環境確保条例について、2008年6月の改正における最大のポイントである「温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度」に焦点を当て、対象事業所が対応する必要がある改正点について解説する。

第1部で環境確保条例・改正点の概要を、第2部で、特に東京都への問い合わせが多い事業所の範囲の切り分けや、様々な手段がある排出削減方法の詳細を述べる。

第1部 環境確保条例・改正点の概要¹

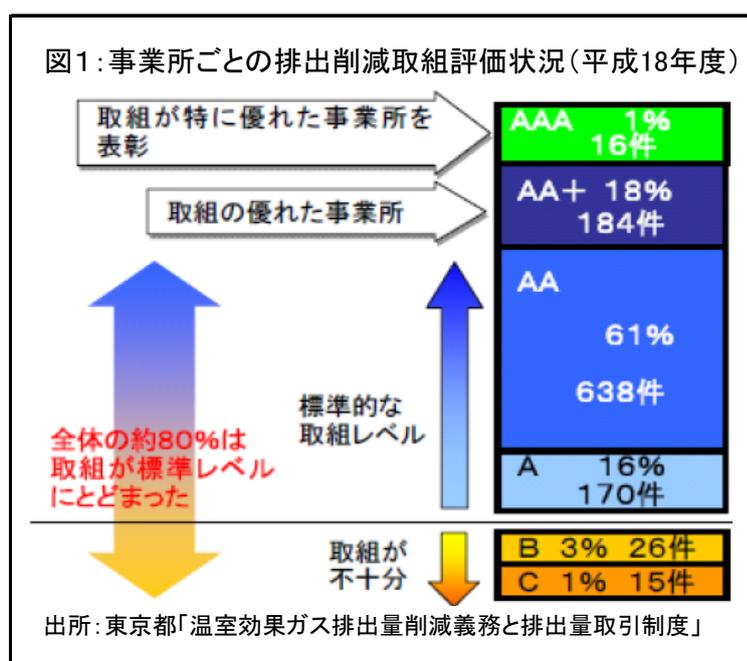
1. 国内初のCO₂削減義務化

東京都は、一定規模以上の事業所にCO₂の排出削減を義務づける環境確保条例の改正案を、2008年6月に可決した。これはCO₂排出削減について「実効性のある具体的な対策を示せない国に代わって、東京都が先駆的な施策を提案」するために策定されたものである。東京都は環境問題に取り組む目的に、①東京都の持続的な発展、②低炭素型社会の都市モデルとして発信する、③日本全体の気候変動対策に貢献する、ことを挙げている。

・東京都の環境対策の歩み

東京都は、2000年12月に環境確保条例を公布し、それをもとに2002年度にはCO₂削減の自主的な取り組みを促す「地球温暖化対策計画書制度」(以下、計画書制度)を実施した。この結果、2006年度のCO₂排出量は2000年度比で3.5%減少した。ただし、これはあくまで事業者等の自主的な取り組みを促す制度であるため、事業所ごとの削減対策への取り組みにバラツキが見られた(図1)。さらなるCO₂削減を図るためには、事業者の足並を揃える必要性が指摘された。

東京都では、こうしたバラツキを是正し、都全体の排出削減を進めるために、これまでの「対策の実施を促す制度」から一歩、踏み出し、「削減結果を求める制度」の導入が検討されてきた。こうして環境確保条例が2008年6月に改正され、大規模事業所に対する削減義務が課されるとともに、CO₂排出量取引制度が導入されるに至った。

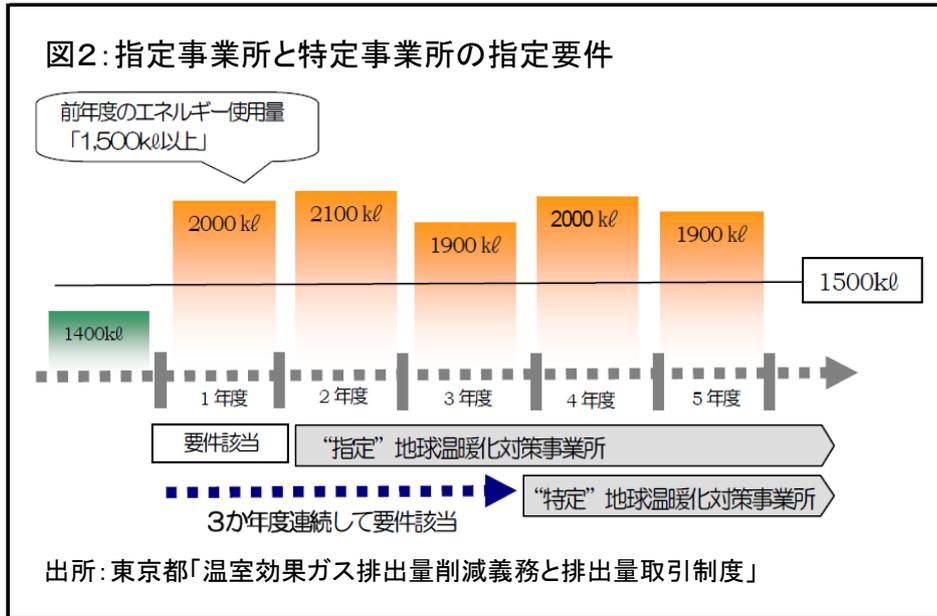


¹ 第1部執筆: 荻原充彦

2. 2008年6月の改正内容

2.1 対象事業所

今回の条例改正で、CO₂排出削減等の義務が発生するのは、燃料や熱、電気の使用量が原油換算で年間1,500kℓ以上の事業所であり、「指定地球温暖化対策事業所」（以下、指定事業所）と「特定地球温暖化対策事業所」（以下、特定事業所）の2種類がある（図2）。



まず、エネルギー使用量が年間1,500kℓ以上の事業所は、知事より「指定事業所」に指定され、CO₂削減のための計画書提出等が義務付けられる。さらに、3か年度連続してエネルギー使用量が年間1,500kℓ以上の場合は「特定事業所」に指定され、「指定事業所」としての義務に加え、CO₂排出総量の削減義務が課される。それぞれの主な義務は、表1の通りである。

表1: 指定事業所と特定事業所の主な義務

| 名称 | 発生義務 |
|-------|---|
| 指定事業所 | <ul style="list-style-type: none"> ①毎年度、計画書を提出する義務 ②組織体制を整備する義務 ③削減義務以上に自主的・主体的に削減する目標を設定する義務 ④統括管理者、技術管理者の選任義務 |
| 特定事業所 | <ul style="list-style-type: none"> ①指定事業所で発生する義務 ②排出総量の削減義務 |

出所: 東京都資料をもとに大和総研作成

既に現行の計画書制度対象になっている事業所は、2006年度から2008年度までの3カ年度連続してエネルギー使用量が年間1,500k1以上であれば、新制度施行時（2010年度）には、特定事業所に指定される。

本条例の改正により都内約1,400の事業所が、特定事業所としてCO₂排出量の削減義務等が求められるようになると見込まれている。1,400という事業所数は、都内事業所全体の1%にも満たないが、CO₂排出量合計は、都内業務・産業部門の総排出量の約4割を占めている。

対象事業所の類型は東京都によって細かく規定されている。詳細については、第2部で述べる。

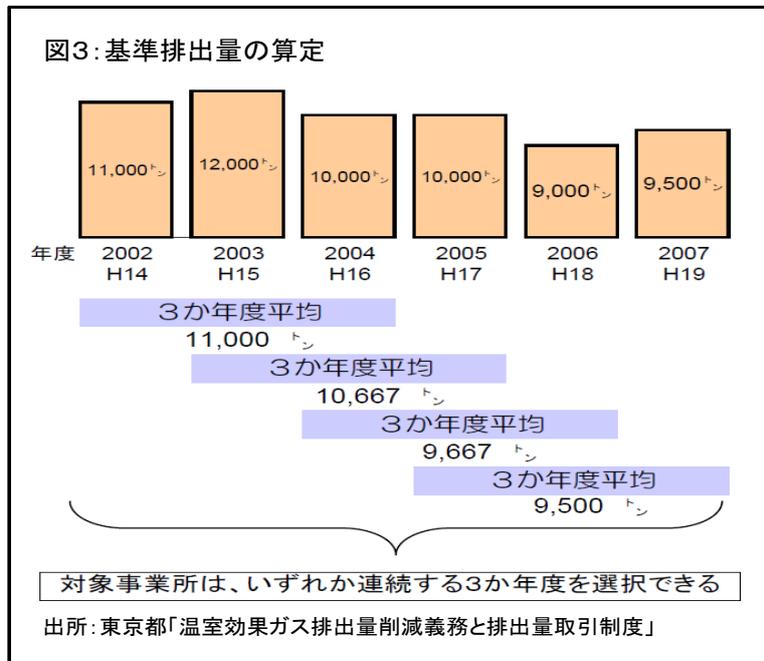
2. 2 削減義務の考え方

「特定事業所」に指定された事業所のCO₂削減義務量は、以下の式で求められる。

$$\text{削減義務量} = \text{基準排出量} \times \text{削減義務率}$$

(1) 基準排出量

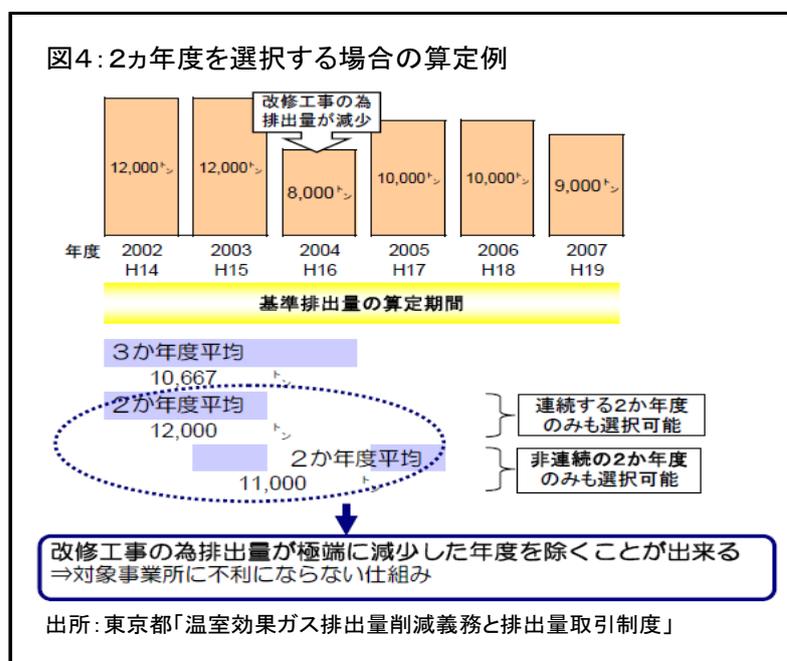
削減義務量を算定する基となる排出量で、原則2002年度から2007年度までのいずれか連続する3カ年度の排出量の平均値で算定する（図3）。対象事業者は、自ら設定したい3カ年度を選択し排出量を算出、登録検証機関²の検証を受け、基準排出量が東京都により決定される。ただし、次の①、②の注意が必要である。



²削減義務の履行を公平なものとするため、東京都が認定する第三者機関による検証を実施する。2009年9月末頃に、東京都から登録検証機関リストが公表される予定。

① 2カ年度を選択できる場合

連続3カ年度のうち、排出量の変化が多いと知事が認めた年度は算定から外し、それ以外の2カ年度の排出量平均とすることができる(図4)。排出量が標準的でないと認める例として、改修工事等で排出量が極端に減少した場合や、新築ビル立ち上げ時などで空室率が極端に高く排出量が少ない場合などが挙げられている。



② 基準排出量の変更

特定事業所において、①床面積の増減、②用途の変更、③設備の増減が発生し、その結果、排出量の増減が基準排出量の6%以上と算定される場合は、基準排出量の変更を申請することが可能である。

(2) 削減義務率

東京都は、業務・産業部門の目標を2020年までに2000年度比で17%削減としており、2010年度から5年ずつを、第1計画期間と第2計画期間に分け、それぞれ削減義務率を設定し、目標を達成する方針である。

① 第1計画期間 (2010～2014年度)

「大幅削減に向けた転換始動期」と位置づけ、基準排出量の6%、または8%(5年間の平均)の削減義務率を設定した。削減義務率の区分けは表2の通りである。

② 第2計画期間 (2015～2019年度)

東京都が掲げる目標達成のため、基準排出量の17%程度(5年間の平均)の削減義務率を設定することを予定している。

表2:対象事業所の区分

| 区分 | | 該当建物の例 | 削減義務率 |
|-----|---|---|-------|
| I-1 | オフィスビル等と地域冷暖房施設 (「区分I-2」に該当するものを除く) | 事務所、営業所、官公庁の庁舎、百貨店、 店舗、旅館、ホテル、教育機関、医療施設、 社会福祉施設、情報通信施設、展示場等 | 8% |
| I-2 | 区分Iに該当するオフィスビル等のうち 地域冷暖房等 ^{注)} を多く利用している事務 所 | 事務所の全エネルギー使用量に占める 地域冷暖房等から供給されるエネルギー の割合が20%以上のもの | 6% |
| II | 区分I-1、I-2以外の事務所 | 工場、上下水道、廃棄物処理施設等 | 6% |

注)一般的に、ビルごとに設置されるボイラー、冷凍機等の熱源機器を一定の地域において地域冷暖房プラントに集約し、冷暖房などを配管により供給するシステム

出所:東京都資料をもとに大和総研作成

なお、「地球温暖化対策の推進の程度が特に優れた事業所」と東京都が定める基準³に該当する事業所は、申請すれば「トップレベル事業所」に認定され、削減義務率が軽減される。

「トップレベル事業所」の分類は、「トップレベル事業所」と「準トップレベル事業所」があり、それぞれ削減義務率が、規定より 1/2、3/4 に減免される。認定の申請受付は2010年度から始まる予定であり、該当事業者は検証機関の検証を経て、2010年9月末までに申請する必要がある。

(3) 削減義務の手段

事業所が排出量の削減義務を達成するために、自ら削減する方法と、排出量取引を用いる方法の2通りがある。これらの詳細については、第2部で述べる。

3. 対応事項、および罰則

今回の改正で事業者が取り組むべき対応内容とスケジュールを、図5にまとめた。事業者がとるべき対応は、大きく以下の5点に分かれる。

①排出状況の届出

内容:2008年度の排出量を算定し、年間のエネルギー使用量が1,500k1を超えた事業所は「指定に係る確認書の届出」(以下、指定確認書)を、2009年10月末までに提出する。東京都が確認を行い、「指定事業所」、または「特定事業所」に指定する。

罰則:「指定確認書」の提出を怠った場合、25万円以下の罰金が課せられる。

³ トップレベル事業所の認定基準は、東京都のホームページで発表されている。準トップレベル事業所の認定基準は2009年度後半公表予定である。

http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/sgw/daikibo/oshirase_toplevel_1.htm

②基準排出量の決定

内容：「特定事業所」の指定を受けた事業者は、基準排出量の算定を行い、登録検証機関による検証を経て、「基準排出量決定申請書」（以下、排出申請書）を2010年9月末までに提出する。東京都が確認を行い、基準排出量、および削減義務量を確定する。
 罰則：提出を怠った場合、25万円以下の罰金が課せられる。

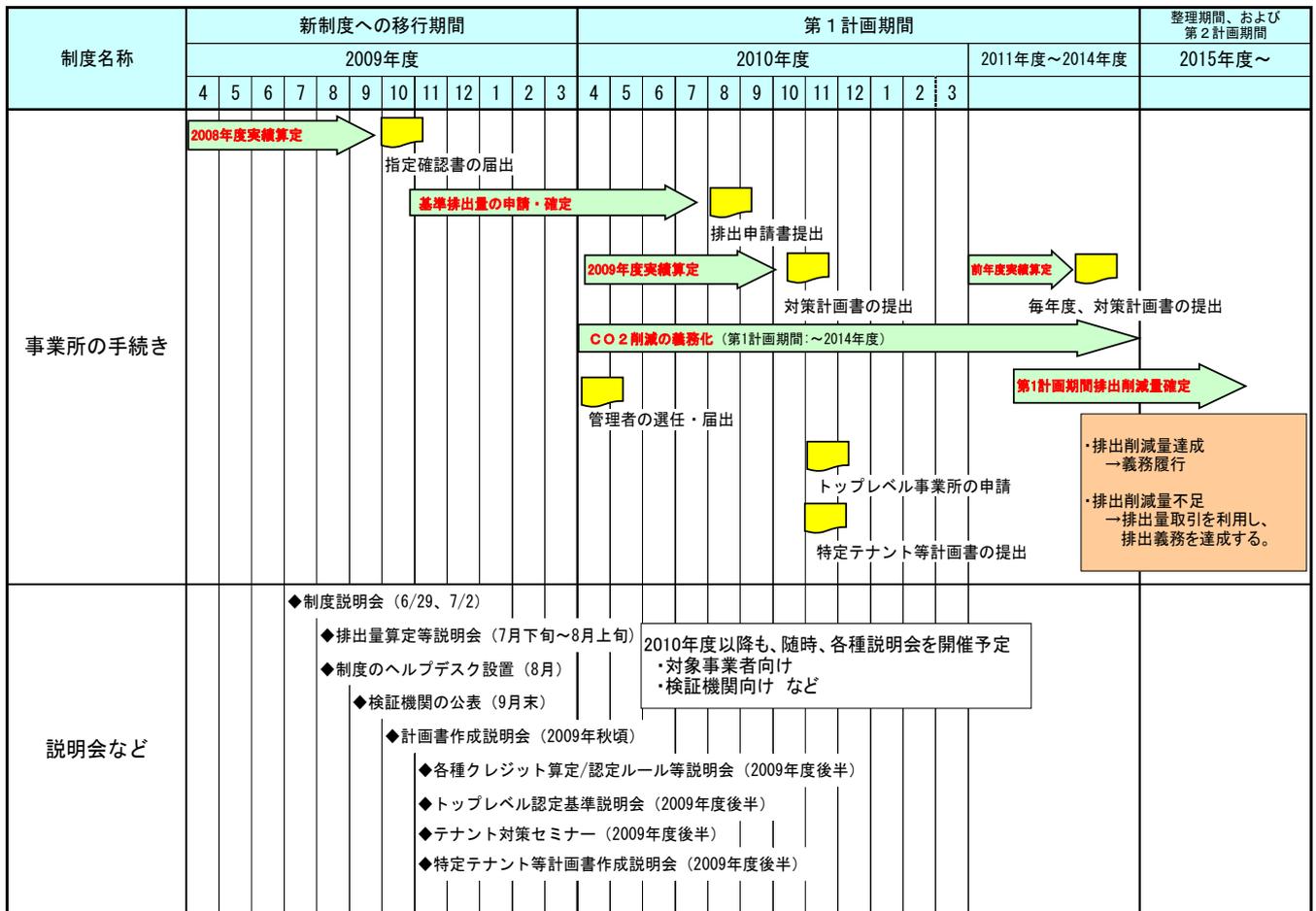
③対策計画書の提出・公表

内容：「指定事業所」、および「特定事業所」は、2009年度の排出量の算出、検証を行い、「地球温暖化対策計画書」（以下、対策計画書）を2010年11月末までに提出し、公表する。以後、毎年度行う。
 罰則：提出を怠った場合、50万円以下の罰金が課せられる。公表を怠った場合は、勧告通知を受けた後、違反事実が公表される。

④管理者の選任

内容：「指定事業所」、および「特定事業所」は、対象事業所ごとに「統括管理者」、および「技術管理者」を選任する。管理者の要件は、表3の通りである。

図5：今後の主なスケジュール



出所：各種資料をもとに大和総研作成

・統括管理者

役割：事業所の削減義務状況を把握し、従業員の指導・監督や経営者への意見申し出を行う。

・技術管理者

役割：経営者や統括管理者に対し、技術的助言を行う。1人の管理者が5事業所までの技術管理者を兼任することが可能である。また、外部委託もでき、東京都では外部委託業者の紹介制度を用意している⁴。

罰則：選任を怠った場合は、15万円以下の罰金が課せられる。

表3:管理者の要件

| 名称 | 要件 |
|-------|--|
| 統括管理者 | ①地球温暖化対策に係る業務を統括する部署に所属し、地球温暖化対策の実施に関する決定の権限及び責任を有すること ②都の定める講習会を修了すること |
| 技術管理者 | ①東京都が指定する資格のいずれかを有すること ^{注)} 例)エネルギー管理士、一級建築士など ②省エネルギー診断を実施する能力を有すること ③都の定める講習会を修了すること |

注) 指定する資格一覧は東京都のホームページ参照
[http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/sgw/daikibo/data090629/shiryou2_3\(40\)_090629.pdf](http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/sgw/daikibo/data090629/shiryou2_3(40)_090629.pdf)
 出所: 東京都資料をもとに大和総研作成

⑤削減履行確認

内容：2015年度は第1計画期間の整理期間と呼ばれ、2010年度～2014年度までの義務履行状況を確認する。整理期間における取り組みは、以下のようになる。

- ・2014年度までの削減実績を算定し、第1計画期間の排出削減量を確定する。
- ・削減量に不足がある場合は、排出量取引によって削減義務を達成する。

罰則：削減義務を達成しない場合は、削減不足量に一定割合（1.3倍）を掛けた量の削減が課せられる。さらに、相当期間を過ぎても削減命令に従わない場合は命令違反となり、①違反事実の公表、②知事による不足分の代行調達、および違反者への費用請求、③罰金（上限50万円）が課せられる。

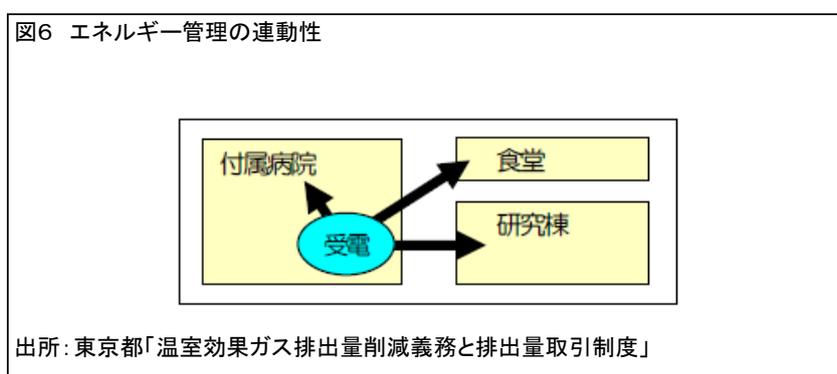
⁴ 「地球温暖化対策ビジネス事業者登録紹介制度」 <http://www.tokyo-co2down.jp/c1-jigyou/j4/>

■第2部 事業所の選定・テナント・排出量取引の詳細⁵

1 対象事業所の範囲

1. 1 エネルギー管理の連動性

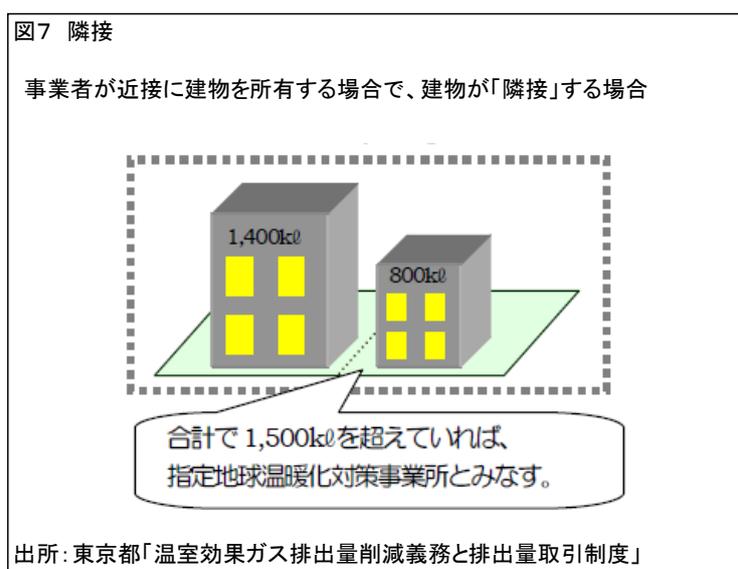
エネルギー管理の連動性⁶を有する複数の建物等がある場合、合わせて1事業所とみなす。図6のように、3棟の建物を1つの受電源で賄っている場合、合計の原油換算エネルギー使用量が1,500k1/年以上であるかどうか判断基準となる。



1. 2 隣接、または近接

(1) 隣接

同一の事業者で、建物等や付属する周囲の土地が、間に他の建物等・道路・水路・鉄道線路等を挟まずに接している場合、合わせて1事業所とみなす（図7）。

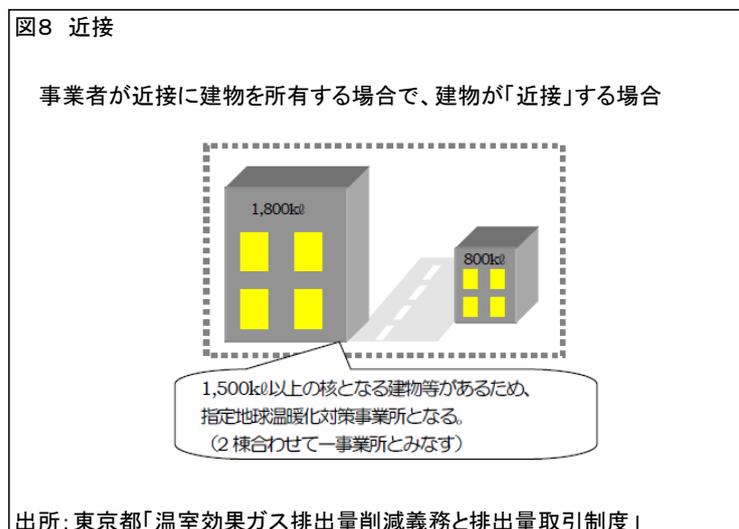


⁵ 第2部執筆：穴水正博

⁶ 受電源など、エネルギー供給事業者からの供給を受ける地点が同一である状態。

(2) 近接

同一の事業者で、間に他の建物等・道路・水路・鉄道線路等を挟んでいる場合でも、1,500k_l/年以上の建物等が含まれる場合は、合わせて1事業所とみなす。すべて1,500k_l/年を下回る場合は対象外とし、合計で判断はしない(図8)。



1. 3 総量削減義務の対象者

原則として、対象となる事業所の所有者が義務を負う。ただし、以下の事業者が東京都に届け出ることによって、所有者に代わって、または所有者と共同で、義務を負うことが可能である。

- (1) 区分所有されている場合の管理組合法人
- (2) 信託されている場合の信託受益者
- (3) 証券化され、かつSPC⁷が直接所有している場合のアセットマネージャー
- (4) 証券化され、かつ信託されている場合のアセットマネージャー
- (5) PFI⁸事業として整備されている場合のSPC
- (6) 主要テナント
- (7) その他の契約などにより、設備更新等の権限を有するもの

複数の所有者が存在する場合、各種書類の提出などの事務手続きを所有者の代表者に委任することが出来る。委任することによって、所有者全員の押印が不必要になるなど、事務作業の負担が軽減される。

⁷ Special Purpose Company、特定目的会社のこと。

⁸ Private Finance Initiative、公共施設などの建設、維持管理、運営などを民間の資金、経営能力、および技術能力を活用して行う事業のこと。

1. 4 対象事業所・所有者の変更

(1) 対象事業所の売買等による、所有者の変更

新所有者・前所有者の対応内容は、以下の通りである。

・新所有者

変更前後の事業者名や所在地等を記載した「指定地球温暖化対策事業者変更届出書」を、変更が生じた日から 30 日以内に提出する義務が発生し、前事業者の排出量を確認したい場合は、前事業者名や所在地を記載した「前事業者排出量把握申請書」を 60 日以内に任意で提出することが出来る。

・前所有者

新所有者から申請があった場合のみ、「前事業者排出量報告書」を 90 日以内に提出することが義務付けられる。

所有者の変更が生じた場合、整理期間年度末時点⁹での対象事業所の所有者が、計画期間 5 年間分の総量削減義務を負う。

(2) 対象事業所の属性の変更

名称、所在地、対象事業者の社名・代表者・事務所の所在地等の変更が発生した場合、対象事業者は「指定地球温暖化対策事業者氏名等変更届出書」を 30 日以内に提出しなければならない。

1. 5 対象事業所の指定取り消し

下記のいずれかを満たす場合、「指定地球温暖化対策事業所廃止等届出書」（以下、廃止等届出書）を提出することで、対象事業所の指定を取り消すことができる。

- ① 前年度の原油換算エネルギー使用量が 1,000k1/年未満
- ② 原油換算エネルギー使用量が前年度まで 3 カ年連続して 1,500k1/年未満
- ③ 事業活動の廃止、または全部の休止

取り消しが認められた場合、義務履行期間は当該変更が生じた前年度までの期間に短縮される（短縮された期間に対応した義務履行が必要）。義務履行が確認され次第、対象から除外される。

東京都は「廃止等届出書」を受け付けると、削減義務期間や削減義務量を新たに算定し「削減義務期間及び削減義務量変更通知書」（以下、変更通知書）を発行する。義務履行期限は「変更通知書」発行の翌日から起算して 180 日後となる。

⁹削減義務の計画期間の終了の翌年度末を指す（第一計画期間では 2015 年度末のこと）。

2 テナントの扱い

2. 1 ビルオーナーとテナントの役割分担

ビルオーナーが削減義務者であることを基本的な考え方としてはいるものの、すべてのテナント事業者（以下、テナント）はオーナーに協力する義務を負う。また、一定規模以上のテナント（特定テナント等事業者¹⁰）は、独自の対策計画書を作成し、オーナーを通じて東京都へ提出する義務が課せられる。テナントの協力義務違反に対しては、東京都が「勧告」、「違反事実の公表」を行なうことも規定されている。

2. 2 各立場における義務範囲

ビルオーナーとテナントとの役割分担・義務範囲は以下の通りである（図9）

(1) ビルオーナー

- ・ テナントごと、フロアごとの電力使用量など、テナントが削減対策推進に必要な情報を提供する。
- ・ テナントと協力し、以下の体制を整備する。
 - ①ビルオーナーとテナントが集まり、対策について協議を行なう定期的な会議を開く。
 - ②ビルオーナーとテナントが協議の上、対象事業所の運用にかかる規定を作成する。

(2) すべてのテナント事業者

- ・ ビルオーナーが整備した体制への参画に努める。
- ・ 独自にエネルギー供給会社と契約している場合、使用実績データをビルオーナーに提供する。
- ・ 事業所の運用に関する規定を遵守する。
- ・ テナント側での対策推進体制を整備する。
- ・ 排出量の把握と計画的な対策推進に努める。

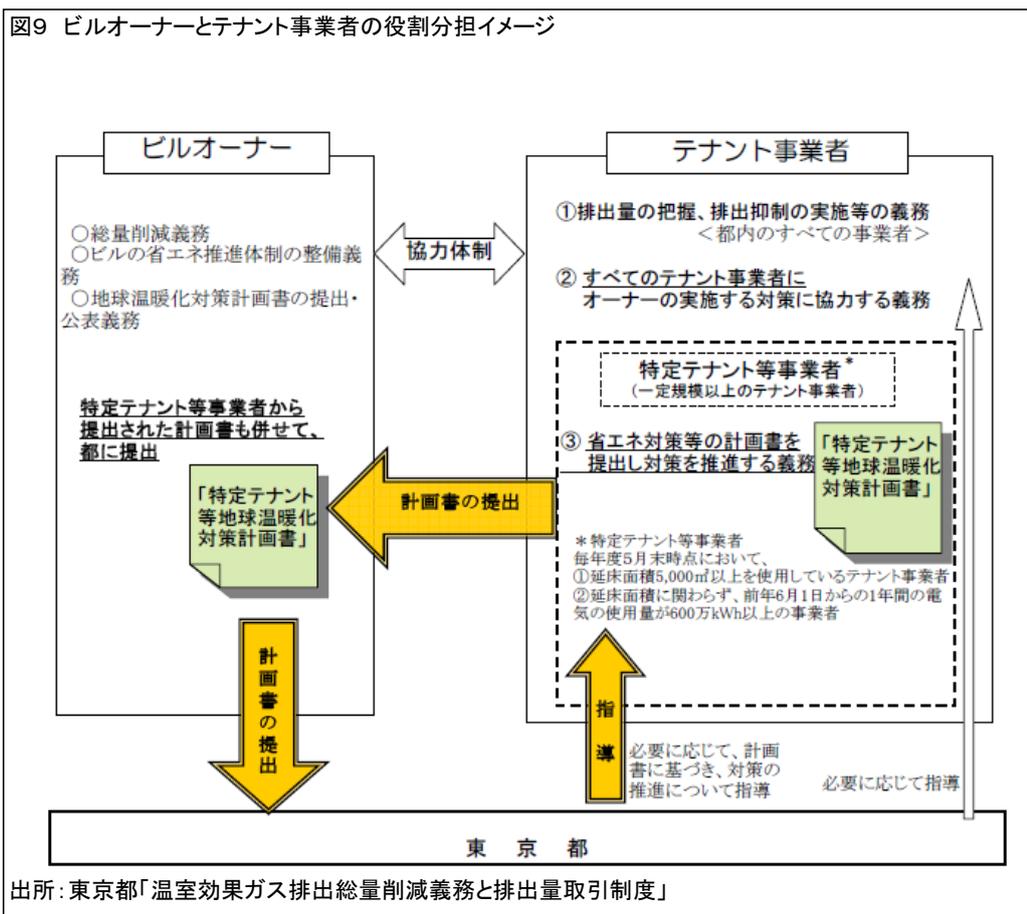
¹⁰毎年5月末時点において、以下の条件のいずれかに該当するテナントは、特定テナント等事業者と定められる。

- ① 延床面積 5,000m²以上を使用しているテナント事業者。
- ② 面積にかかわらず、前年6月1日からの1年間の電気使用量が600万kwh以上の事業者（電力単価が1kwhあたり14円の場合、月間電気料金が約700万円規模の事業者が目安である）。

(3) 特定テナント等事業者

(2) の義務に加えて

- ・ オーナーが整備した体制へ参画する。
- ・ テナント自身が実施する対策等の計画書（特定テナント等計画書）の作成・提出と対策を推進する。
- ・ オーナーから共同で削減義務者になることについての申し出があった場合、申し出に応ずるよう努める。



2. 3 子／孫テナントの責任範囲

テナントビルでは、オーナーから賃貸している子テナントAの一部を、孫テナントBに転貸している場合が存在する。その場合、A・Bそれぞれの延床面積やエネルギー使用量だけでなく、設備の更新権限の有無などの条件により、様々なCO₂削減の責任範囲の決め方が考えられる。すべての契約類型に対して東京都が網羅的な基準を示すことが困難なため、責任範囲の決定方法は個別に東京都と相談することとなる。

個別相談の際には子／孫テナントそれぞれの延床面積やエネルギー使用量の情報が必要となる。オーナーとテナント事業者（子／孫含む）は相談に先立ち、それぞれの延床面積やエネルギー使用量について整理しておく必要がある。

3 削減義務の実行手段

3. 1 自主的な行動による削減

削減対策として高効率設備・省エネ型機器を積極的に導入することや、従来の設備・機器でも運用方法を改善し、エネルギー消費量を削減するといった手段が考えられる。

なお、「特定温室効果ガス」以外のガスの排出量¹¹を義務履行に活用したい場合は、検証機関による検証が必要となる上、削減した量の 1/2 までしか義務履行には適用されないことに注意が必要である。

これらの自主的な行動によって、削減義務量以上の排出量削減を実施した場合、上回った分は次の計画期間へ持ち越して充当することが出来る。

3. 2 排出量取引

対象事業者は、高効率設備・省エネ型機器の導入や運用対策の推進等、自らの努力で CO₂ 排出量の削減を行なうが、これにより義務付けられた削減量に達しなかった場合には、排出量取引により削減義務を代替履行することが認められている。この方法には、以下の 4 通りがある。

取引価格は売り手と買い手によって定めるものと規定されているが、東京都では参考値として、15,000 円/t-CO₂¹²という価格を公表している。これは、環境省主導の「自主参加型国内排出量取引制度」の平均取引単価の 10 倍以上となっている。東京都は総量削減に向けて、まずは自主的な取り組みによって排出量を削減することを求めているためである。

第 1 計画期間中に取得した (1) ~ (4) の排出量は第 2 計画期間へ持ち越し、削減義務量に対して充当が可能である。

(1) 超過削減量

削減義務期間の終了前においても、各年度ごとに削減義務量の一定割合を超える削減実績をあげた事業者は、削減実績の売却が可能な仕組みである。売却可能な排出量は、各事業者の基準排出量の 1/2 までである。

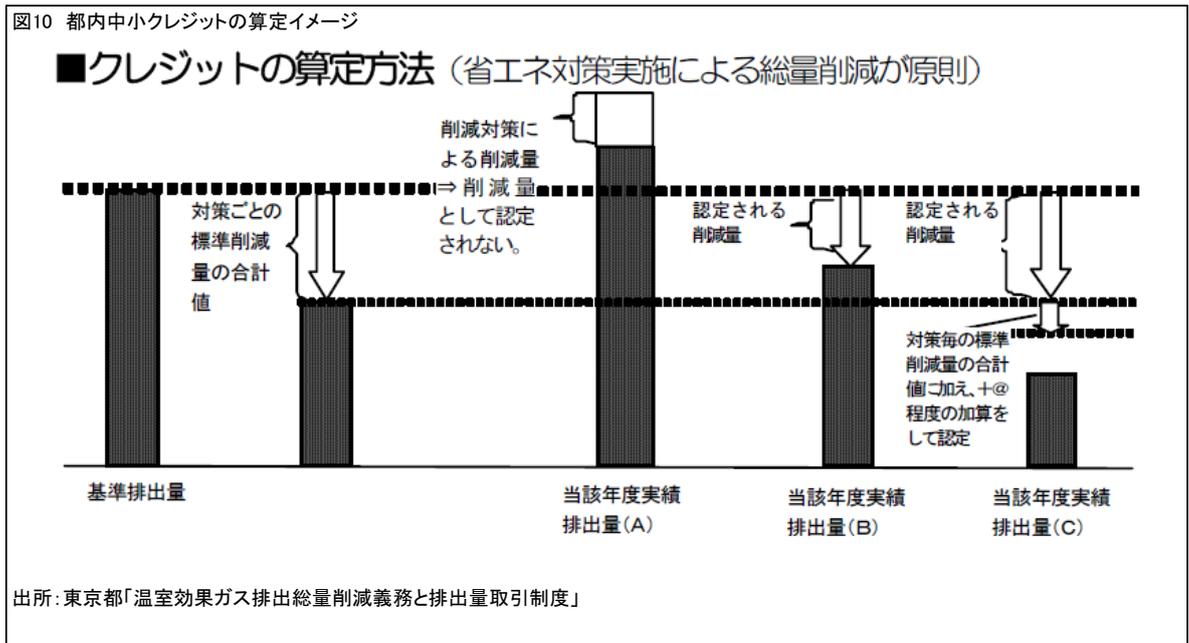
¹¹ 「水の使用量」、「下水の排水量」の削減に伴う削減量や、メタンなど CO₂ 以外の温室効果ガスの削減量。

¹² 東京都が運営する東京都地球温暖化防止活動推進センター（クールネット東京）から供給するグリーン電力（熱）証書は 15,000 円/t-CO₂ 程度を軸に検討が進んでいる。正式決定は 2009 年度末となる予定。

(2) 都内中小クレジット

削減量の算定・検証手続きを簡素化することで、中小規模事業所の排出量取引への参加を促進する仕組みである。

地球温暖化対策報告書（中小規模事業所が作成する報告書）を提出している事業所が対象となり、建物単位、営業所単位で排出量を算定できる範囲でクレジットを認定する（算定・検証ガイドラインは2009年後半に、東京都から公表される予定）。現時点での算定方法イメージは図10のようになっている。



(3) 再エネクレジット

以下の2種類のクレジットの購入分を削減量に充当できる仕組みである。クレジットの買入れについて買い手側の量的制限はなく、必要な量を削減義務に対して充当することができる。

①「グリーンエネルギー証書」（平成20年度以降に発行されたもの）、および「RPS法¹³新エネルギー等電気相当量」（平成20年度以降に発行されたものであり、RPS法上の義務履行に活用されていないもの）。

②託送によるグリーン電力など、東京都が認定するもの

「再エネクレジット算定／検証ガイドライン」に基づく（2009年度後半策定予定）。

ただし①、②とも表4の条件に合致した再生可能エネルギーに限り認められている。これらの

¹³ Renewable Portfolio Standard、電気事業者が新エネルギー等から発電される電気を一定割合以上利用することを義務づけ、新エネルギー等の一層の普及を図る法律のこと。

再エネクレジットを利用する場合の削減量への算入には、それぞれ換算倍率が定められている。

表4 認められる再生可能エネルギーと換算係数

| NO. | エネルギー分類 | 換算係数 |
|-----|---|------|
| 1 | 太陽光(熱)、風力、地熱、水力(1,000kw以下) | 1.5倍 |
| 2 | バイオマス(バイオマス比率が95%以上のもので、黒液を除く) | 1.0倍 |
| 3 | 水力(1,000kw超10,000kw以下) 「1の電気」、または「1+2の電気」と「再エネクレジット算定/検証ガイドライン」で示す条件により抱き合わせて託送する場合であり、1の電気の量が全体の1/2以上の場合のみ有効。 | 1.0倍 |

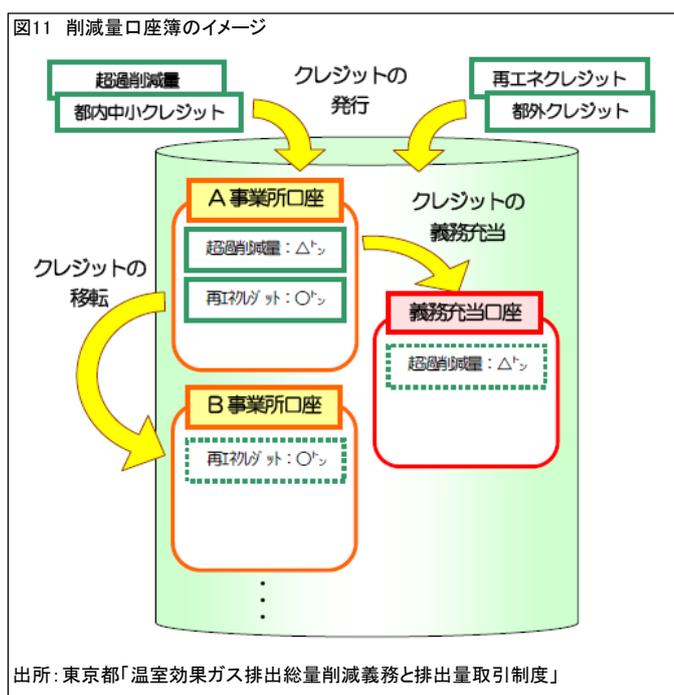
出所: 東京都資料をもとに大和総研作成

(4) 都外クレジット

全国レベルで省エネ投資を進める企業を考慮し、東京都の制度と同等規模の都外事業所における省エネ対策による削減量を、都内での削減努力を損なわない程度の範囲で転用可能とする制度である。

年間エネルギー使用量が1,500k1以上の都外の大規模事業所における削減量を、都内における削減義務量の1/3までを上限として利用できる。都外クレジットの算定は、都内と同様の削減義務率がかかっているものとして、その削減義務量を超過した量をクレジットとして発行できる。都内での総量削減の目的のため、都外の中小規模事業所は対象外となっている。

排出量取引の記録を管理する目的で、東京都が「削減量口座簿」を作成・管理する。口座開設に必要な手続き等は2010年度末までに作成・周知される予定となっている(図11)。



■ 最後に

日本政府は「2020年までの日本のCO₂排出削減を2005年比で15%削減する」という中期目標を2009年6月に発表した。また、2009年7月に開催された主要国首脳会議（ラクイラ・サミット）では、主要8カ国の首脳宣言の中で「先進国全体で2050年までにCO₂を80%以上削減すること」が明記され、参加国全体では「地球の平均気温上昇を産業革命以前から2度以内に抑える」という認識で合意した。このようにCO₂削減問題は、世界的に重要な政治課題である。

そうした状況の中で、日本経済の中心である東京都が、国内で初めて排出削減義務化に踏み切れることは、他の自治体や国にとってのモデルケースになり、日本全体でCO₂削減を進める上での重要な試金石となるだろう。

削減義務を求められる企業にとっては、環境対策投資等で負担が増すことになるかもしれないが、排出削減に取り組むことで、結果的にエネルギーコストの削減に繋がることも考えられる。地球温暖化問題に対する企業としての社会的責任を果たす、という意味だけでなく、環境確保条例の改正をエネルギーコスト削減のよい機会と捉え、積極的に対応をとることが望まれる。

以上

【参考】

- 1) 東京都環境局 <http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/>

《Disclaimer》

本資料は、大和総研グループにおける社員の情報共有を目的として配布しております。本レポートで利用している、図表写真などについては著作権法などに問題ないものですが、再配布は固く禁止します。基本的に社内限とし、取り扱いにはくれぐれもご注意ください。また本資料は、情報技術研究所が信頼できると判断した情報に基づいておりますが、正確性、完全性を保証するものではありません。資料内の意見、予測は情報技術研究所のものであり、大和総研グループ全体の見解を表明しているものではありません。事前の了承なく複製または転送その他類似する行為を行わないようお願いいたします。

本資料に記載の各社の会社名・製品名・サービス名は、各社の商号、商標または登録商標です。